

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：宝塚市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	87.0%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	77.3%
全職員	69.1%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	88.5%
本庁課長相当職	97.9%
本庁課長補佐相当職	76.6%
本庁係長相当職	101.0%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	90.5%
31～35年	95.4%
26～30年	95.2%
21～25年	94.7%
16～20年	83.5%
11～15年	88.0%
6～10年	87.0%
1～5年	77.0%

【説明欄】

- ・相対的に給与水準の低い会計年度任用職員のうち、日額、時間額の職員の92.2%が女性であり、全職員で比較すると給与の差異が大きくなっている。
- ・本庁課長補佐相当職（副課長級）について、給与水準の高い医師職が男性で60.5%、女性で18.2%の割合となっている。
- ・勤続年数1年から20年までの区分について、給与水準の高い医師職が男性区分に多く分布しており、21年以上の勤続年数区分では全体的に医師職が少なくなる。
- ・勤続年数1年から20年までの区分について、育児の部分休業（無給）を取得する職員が勤続年数21年以上の区分と比較して多く、取得者のうち女性の割合が高いことから差異が大きくなっている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。